

J R 東海労働組合関西地「申」第46号
2015年4月7日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪第二運輸所上田助役による組合員・家族の肖像権を侵害した
行為についての申し入れ

3月26日、大阪第二運輸所の組合員の最終乗務を労うために多くの仲間や家族、友人が集まり、新大阪駅ホームで出迎えを行った。当日はホームの端で記念撮影を行ったが、他の旅客への迷惑や列車運行の妨害等は何ら発生していない。

当日、新大阪駅の3名の管理者と大阪第二運輸所の岡助役、森浦助役、上田助役との6名の管理者が出迎えの様子を監視していたが、集合写真の撮影自体には何ら注意もなく、撮影は認められた。しかし何を思ったか上田助役が突然、集合写真を撮ろうとして集まっていた参加者の写真を勝手に撮影し出した。

その場にいた分会役員が、上田助役に対し撮影しないよう何度も制止したが、上田助役はその言葉を見做し撮影を継続した。撮影された方、誰一人も事前に上田助役から撮影の許可を受けた者はいないばかりか、その場で撮影データを消すように抗議したが上田助役は受けつけなかった。

社員、一般旅客の肖像権を著しく侵害したこの行為は、人権を侵害する行為でもあり管理者という立場を有する社員が撮影したとなればその責任はさらに重大でありけり許される行為ではない。

よって以下のとおり申し入れるので早急に議論の場を設定すること。

記

1. 会社を退職する社員が最終乗務となる出迎えについては、長年の苦勞を労うために社会通念上当たり前の行為であると考え、会社の見解を明らかにすること。
2. 当日、新大阪駅の3名の管理者と大阪第二運輸所の岡助役、森浦助役、上田助役との6名の管理者が出迎えの様子を監視していたが、集合写真についても何ら注意もなく撮影を許可した。当日は他の旅客への迷惑や列車運行の妨害はいっさい発生しておらず、ホーム端での撮影は何ら問題ないと考え、会社の見解を明らかにすること。
3. 大阪第二運輸所今泉総務科長によると、上田助役が使用したカメラは会社の所有物であるが、上田助役に写真撮影の指示はしていないとのことである。組合から上田助役

に謝罪をするよう申し出たが「肖像権は侵害してない」と自分のやったことに対する自覚も責任も感じられない。上田助役の行為は、会社所有物を勝手に職場から持ち出した行為と、一般の旅客にご迷惑をかけて著しく会社に損害を発生させた責任があり、懲戒にあたる行為である。会社の見解を明らかにすること。

4. 組合側の抗議によって大阪第二運輸所分会今田分会長の立ち会いで写真データを消去すると会社幹事が当日に回答した。これまで会社は、職場には集团的労使関係はないと主張していた。今田分会長に立ち会いを求める根拠は何か明らかにすること。
5. 会社側幹事は「写真の内容には問題ない」と組合員に回答したが、いつ、誰と、どこで、何を確認したのか明らかにすること。
6. 今田分会長の立ち会いで写真データを消去すると会社幹事が当日に回答したが、当日の出迎えには国労組合員、JR東海ユニオン組合員も参加していた。国労、ユニオン組合にも同じ対応を取るべきであると考えるが、今のところ他の組合への動きは何ら行っていない。会社の見解を明らかにすること。
7. 当日の出迎えには社員以外の多くの家族、友人が参加していた。この方たち全員についても同じ謝罪と本人立ち会いの前でデータ消去をするべきである。会社の見解を明らかにすること。
8. 今田分会長だけでなく、当日参加していた社員全員に対して上田助役本人から謝罪させるよう会社が指導すること。
9. カメラの写真データを消去しても、内蔵データはいくらでも複製可能である。よって田中関西支社長直筆による「ご迷惑をお掛けし申し訳ございませんでした。今後、一切写真データの複写、転送は致しません。再発防止のため、現場管理者の指導を徹底致します。」との謝罪と念書を大阪第二運輸所今田分会長へ手交すること。

以上